



4月1日から歌志内、奈井江、浦白、上砂川間で

公共施設の相互利用を開始

1月19日、奈井江町役場において歌志内市、奈井江町、浦白町、上砂川町の1市3町間で、4月1日から公共施設を相互利用できるようにするための協定書を締結しました。
4市町の住民は、それぞれのまちが設置した公共施設を地元の住民と同じように利用することができ、料金も同額となります。対象となる施設は次のとおりです。

〈教育委員会社会教育グループ ☎4222223〉

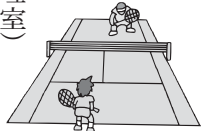
歌志内市

- ▽市立図書館
 - ▽市民体育館
 - ▽市営プール
 - ▽公民館
 - ▽郷土館
 - ▽旧空知炭鉱倶楽部
- ## 奈井江町
- ▽体育館
 - ▽寿公園（パークゴルフ場・芝サッカー場・サッカー兼ソフトボール場）
 - ▽本町公園（野球場・ゲートボール場・テニスコート）
 - ▽町民プール
 - ▽社会教育センター（公民館・図書館・郷土館）
 - ▽文化ホール



浦白町

- ▽陶芸センター
 - ▽ふるさと運動公園（野球場・ゲートボール場・パークゴルフ場）
 - ▽B&G海洋センター（体育館・プール）
 - ▽農村センター（図書室）
 - ▽郷土史料館
- ## 上砂川町
- ▽勤労者体育センター
 - ▽町民センター
 - ▽町営野球場
 - ▽公民館（図書室・調理室）
 - ▽町営水泳プール
 - ▽ふれあい公園（ゲートボール場・パークゴルフ場）
 - ▽奥沢パークゴルフ場
 - ▽町営庭球場



こんなときは・・・

国民年金の手続きが必要です！

国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、年金制度に加入しなければなりません。

次のようなときは、国民年金の加入手続きが必要です。
〈戸籍年金グループ ☎4222223〉

※被保険者の種別

- 第1号被保険者＝国民年金加入者
- 第2号被保険者＝厚生・共済年金などの加入者
- 第3号被保険者＝第2号被保険者に扶養されている人

手続きが必要なとき	種別の動き	手続き先
学生やフリーターなどで年金制度に加入されていない方が20歳になったとき	未加入から 第1号被保険者へ	戸籍年金グループ (市役所1階)
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入から 第3号被保険者へ	第2号被保険者の勤務先
夫婦ともに国民年金に加入していたが、配偶者が就職して扶養されるようになったとき	第1号被保険者から 第3号被保険者へ	配偶者の就職先
第2号被保険者が、60歳になる前に退職したとき	第2号被保険者から 第1号被保険者へ	戸籍年金グループ (市役所1階)
夫婦ともに第2号被保険者だったが、片方が退職し、配偶者に扶養されるとき	第2号被保険者から 第3号被保険者へ	扶養する側の勤務先
第2号被保険者に扶養されていたが、その第2号被保険者が退職したとき		
年金受給資格のある第2号被保険者が65歳になり、その人に扶養されていた配偶者が60歳未満のとき	第3号被保険者から 第1号被保険者へ	戸籍年金グループ (市役所1階)
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養でなくなったとき		

信頼による
地域づくり

助け合いの和を広げよう！

〈自助・共助・公助〉とは みんなで考えよう

広報紙では、皆さんの身近で日々から地域のために尽力されている町内会長さん、自治会長さんに登場いただき、ご紹介しています。

第11回目となる今回は、中村町内会の須貝会長に町内会で取り組まれていることなどについてお話しを伺いました。

中村町内会 須貝 勉 会長



町内会行事を通じて 会員のつながりを

町内会長を引き受けてから7年目を迎えました。引き受けたからには、本町内会を住みやすい地域にしたいと思ひ、まずはどうしたら会員の皆さんの協力が得られるのかを考えました。やはり何事もお互いを知らなければ何かあったときにお願ひもできませんし、協力してもらえないと考えると、地域の皆さんがふだんから顔を合わせる機会を設けるよう町内会行事を多く開催することを心がけました。

現在では新年会をはじめ、敬老会やサクラランボ狩り、地域清掃などの行事を行い皆さんに参加をいただいています。このほか週1回、有志による囲碁の会も開かれ親睦を深めています。これらを通じて会

員間の信頼が生まれ、独り暮らしの高齢者に対する見守り体制など、相互扶助のさらなる強化につながればと思ひつています。

先を見据えた

早めの対応が重要！

わたしたちの町内会も、ほかの地域と同じように会員の高齢化は進んでいます。

おかげさまで今のところ役員体制には困っていませんが、町内に6班ある班長のなり手不足が課題となっています。また、高齢者の班長に対して配慮が足りなかったために非

常に負担をかけていることにも気づきました。このことから募金業務を減らすなど、できる限り班長の負担を軽くし、会員の皆さんに引き受けやすい仕組みを取り入れたほか、高齢者の負担を考慮して、おむね80歳で班長を免除する定年制を設けました。

このような取り組みを実施できるのも会員や役員の皆さんの協力のおかげと本当に感謝しています。

高齢化は今後も進みます。町内会として先を見据え早めに対応していくことが重要だと考えています。

町内会活動にご協力を！

に連絡することもできます。

しかし近年、町内会役員などを引き受けてくれる方が少ないことが、多くの町内会等共通の悩みとなっています。

皆さんの地域をよりよく住み良いものとするために、町内会・自治会活動をご理解いただき、行事等への参加やご協力をお願いします。

所得税の確定申告が始まります

申告と納付は2月16日から3月15日まで
月曜日は19時まで受付時間を延長(市役所のみ)

申告会場・受付時間

- ▶ 滝川税務署(2階会議室) 9時から17時まで
 - ▶ 市役所(2階会議室) 8時30分から17時15分まで(市役所では、月曜日のみ19時まで受付時間を延長します)
- ※所定の時間までに来られない場合は、税務グループへご相談ください。
※事業所得の申告は、税務署でのみ受け付けます。

確定申告が必要な方

- ▶ 給与所得者
 - ▷ 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - ▷ 給与以外の所得が20万円を超える方
 - ▷ 退職などで年末調整を受けていない方
 - ▷ 年末調整で申告した配偶者特別控除の額が実際と違っていた方
 - ▶ 給与所得者以外
 - ▷ 所得の合計額が基礎控除、その他の各種控除の合計額を超える方
- ※サラリーマンの方は、会社から給与を支給される際に税金を源泉徴収されています。年末調整で源泉徴収された税金が精算されている場合は、確定申告は不要となります。

こんなときにも確定申告を

- 確定申告をする必要のない方でも、次のような場合には所得税が還付されることがあります。
- ▷ 多額の医療費を支払ったとき
 - ▷ 年末調整で住宅借入金等特別控除や所得控除が漏れていたとき

所得証明書等の発行には申告が必要

年末調整や確定申告をしていない方は、各種届け出の際に必要な所得証明書などの税関係証明書の発行が受けられない場合がありますので、必ず申告を済ませましょう。

国保等加入者も収入申告が必要

- 年末調整や確定申告をする必要がない方でも、国民健康保険に加入している世帯主や後期高齢者医療保険に加入している方は、収入の有無にかかわらず申告を行う必要があります。
- 確定申告と同じ期間に市役所で受け付けていますので、忘れずに申告してください。
- なお、収入申告を忘れると、軽減等の優遇制度が受けられない場合があります。

申告に必要なもの

- ▷ 印鑑
- ▷ 税務署から送られた「確定申告書」(送られた方のみ)
- ▷ 給与や年金の源泉徴収票
- ▷ 健康保険などの社会保険料控除がある方は、領収書など支払額のわかるもの
- ▷ 国民年金保険料については、日本年金機構から送られた「控除証明書」と支払ったことを証明する「領収証書」
- ▷ 生命保険料、地震保険料については、生命保険会社等から送られた「控除証明書」
- ▷ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書、高額療養費などの補てん金額のわかるもの
- ▷ 生命保険の満期等で保険金を受け取った場合は、必要経費などの明細がわかるもの

問い合わせ

- ▷ 滝川税務署(☎22~2191)
- ▷ 税務グループ(市役所2階☎42~3214)
- ▷ 歌志内商工会議所(☎42~2495)

確定申告書はできるだけ自分で書いて、早めに申告を済ませてください。

また、申告書の文字や数字は機械で直接読み取りますので、ていねいに記入されるようお願いします。